

議事日程第五号

令和六年十月四日（金曜日）

午後一時開議

- 第一、議案第一七〇号 秋田県教育委員会の委員の任命について
- 第二、議案第一七一号 秋田県公害審査会の委員の任命について
- 第三、議案第一七二号 秋田県収用委員会の委員及び予備委員の任命について
- 第四、議案第一六九号 令和六年度秋田県一般会計補正予算（第二号）
- 第五、認定第一号 令和五年度秋田県公営企業会計決算の認定について
- 第六、認定第二号 令和五年度秋田県公営企業会計決算の認定について
- 第七、議案第一七三号 秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例の一部を改正する条例案
- 第八、議案第一七四号 秋田県国民健康保険条例の一部を改正する条例案
- 第九、議案第一七七号 工事請負変更契約の締結について
- 第一〇、議案第一七八号 工事請負契約の締結について
- 第一一、議案第一七五号 秋田県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例案
- 第一二、議案第一七九号 令和五年度秋田県公営企業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第一三、議案第一七六号 秋田県建築基準法関係手数料徴収条例及び市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例案
- 第一四、議案第一八〇号 令和五年度秋田県公営企業会計未処分利益剰余

金の処分について

- 第一五、議案第一八一号 工事請負契約の締結について
- 第一六、議案第一八二号 交通事故に係る和解について
- 第一七、議案第一八三号 交通事故に係る和解について
- 第一八、議案第一八四号 交通事故に係る和解について
- 第一九、議案第一八五号 交通事故に係る和解について
- 第二〇、議案第一八六号 知事の専決処分事項の指定について
- 第二一、請願審査の件

- 請願第一三三号 秋田県受動喫煙防止条例の「経過措置」の継続を求める請願について
- 請願第一二二号 私学助成に関する意見書の提出を求める請願について

- 第二二、意見書案第四号 国土強靱化の強力な推進に必要な予算の確保を求める意見書
- 第二三、意見書案第三号 私学助成の充実強化等に関する意見書
- 第二四、意見書案第五号 多様な学びを保障し、ゆとりある学校の実現を目指す意見書

第二五、議員派遣の件

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

午前十時開議

本日の出席議員 四十一名

- | | | | |
|-----|------|-----|-------|
| 一 番 | 佐藤光子 | 二 番 | 櫻田憂子 |
| 三 番 | 山形健二 | 四 番 | 高橋健 |
| 五 番 | 武内伸文 | 六 番 | 小棚木政之 |
| 七 番 | 高橋豪 | 八 番 | 瓜生望 |

九番	島田 薫	十二番	松田 豊臣
十一番	加賀屋 千鶴子	十四番	薄井 康司
十三番	佐藤 正一郎	十六番	宇佐見 康人
十五番	住谷 達郎	十八番	児玉 政明
十七番	小山 緑郎	二十番	小野 一彦
十九番	鈴木 真実	二十二番	沼谷 純
二十一番	加藤 麻里	二十四番	小原 正晃
二十三番	三浦 茂人	二十六番	佐々木 雄太
二十五番	杉本 俊比古	二十八番	鈴木 健太
二十七番	佐藤 信喜	三十番	今川 雄策
二十九番	高橋 武浩	三十二番	石田 寛
三十一番	渡部 英治	三十四番	北林 丈正
三十三番	竹下 博英	三十六番	原 幸子
三十五番	工藤 嘉範	三十八番	加藤 敏一
三十七番	三浦 英一	四十番	柴田 正敏
三十九番	川口 英一		
四十一番	鈴木 洋一		

地方自治法第二百二十一条による出席者

知事	佐竹 敬久
副知事	神部 秀行
副知事	猿田 和三
理事	佐々木 薫
理事	丹治 純子
総務部長	谷 剛史

●議長（北林丈正議員） これより本日の会議を開きます。
 諸般の報告は、お手元の議長報告のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

議長 報告（朗読省略）

一、十月四日、柴田正敏議員、渡部英治議員、石田寛議員、加藤麻里議員、

総務部危機管理監(兼) 広報 監	菅生 淑子
企画振興部長	久米 寿
あきた未来創造部長	橋本 秀樹
観光文化スポーツ部長	石黒 道人
健康福祉部長	高橋 一也
生活環境部長	伊藤 真人
農林水産部長	齋藤 正和
産業労働部長	石川 定人
建設部長	川辺 透
会計管理者(兼) 出納局長	今川 聡
財政課長	真鍋 弘毅
教育委員会教育長	安田 浩幸
警察本部長	山本 哲也

沼谷純議員、加賀屋千鶴子議員、松田豊臣議員、佐藤光子議員から次の議案が提出された。

(1) 議案第一八六号 知事の専決処分事項の指定について

一、十月三日、次の議案について予算特別委員長から審査報告書が提出された。

(1) 議案第一六九号

一、十月三日、次の議案について総務企画委員長から審査報告書が提出された。

(1) 議案第一七三号

一、十月三日、次の議案について福祉環境委員長から審査報告書が提出された。

(1) 議案第一七四号

(2) 同 第一七七号

一、十月三日、次の議案について農林水産委員長から審査報告書が提出された。

(1) 議案第一七八号

一、十月三日、次の議案等について産業観光委員長から審査報告書が提出された。

(1) 認定第 一号

(2) 議案第一七五号

(3) 同 第一七九号

一、十月三日、次の議案等について建設委員長から審査報告書が提出された。

(1) 認定第 二号

(2) 議案第一七六号

(3) 同 第一八〇号

一、十月三日、次の議案について教育公安委員長から審査報告書が提出された。

(1) 議案第一八一号

(2) 同 第一八二号

(3) 同 第一八三号

(4) 同 第一八四号

(5) 同 第一八五号

一、十月三日、次の委員長から請願審査報告書が提出された。

福祉環境委員長

教育公安委員長

一、関係委員会における請願の審査の結果は、別紙「請願審査結果表」とおりである。

一、十月四日、建設委員長から次の意見書案が提出された。

(1) 意見書案第四号 国土強靱化の強力な推進に必要な予算の確保を求め意見書

一、十月四日、教育公安委員長から次の意見書案が提出された。

(1) 意見書案第三号 私立助成の充実強化等に関する意見書

(2) 意見書案第五号 多様な学びを保障し、ゆとりある学校の実現を目指す意見書

一、議員の派遣に関する申出及び依頼のあったものは、別紙「議員派遣一覧」のとおりである。

一、十月一日、監査委員から例月出納検査の結果に関する報告があり、同日、各議員に配付した。

一、本会期中における審査継続の申出があった請願は、次のとおりである。

総務企画委員会

(1) 請願第一号 国家公務員の寒冷地手当について秋田県内の市町村を非支給地とする「改定」を行わないよう国に求める意見書提出の請願について

【令和六年第二回定例会（九月議会） 請願審査
（委員会）結果表は巻末に登載】

議員 派遣 一覧

一 第四十三回秋田県私学振興大会

(1) 派遣の目的 第四十三回秋田県私学振興大会に出席のため

(2) 派遣期間 令和六年十月八日（火）

(3) 派遣地 秋田市

(4) 派遣議員 住谷達議員（総務企画委員長）

二 第六十一回秋田県老人クラブ大会

(1) 派遣の目的 第六十一回秋田県老人クラブ大会に出席のため

(2) 派遣期間 令和六年十月二十三日（水）

(3) 派遣地 秋田市

(4) 派遣議員 佐藤正一郎議員（福祉環境委員長）

三 ベトナム社会主義共和国、タイ王国における行政事情調査

(1) 派遣の目的 ベトナム社会主義共和国、タイ王国における行政事情調査のため

(2) 派遣期間 令和六年十一月十一日（月）～十七日（日）

(3) 派遣地 ベトナム社会主義共和国、タイ王国

(4) 派遣議員 三浦英一議員、三浦茂人議員、佐藤正一郎議員、

山形健二議員、加藤麻里議員

四 第二十四回都道府県議会議員研究交流大会

(1) 派遣の目的 第二十四回都道府県議会議員研究交流大会に出席のため

(2) 派遣期間 令和六年十一月十二日（火）

(3) 派遣地 東京都ほか

(4) 派遣議員 柴田正敏議員、加藤鉦一議員、原幸子議員、

高橋武浩議員、佐藤信喜議員、宇佐見康人議員、

島田薫議員、瓜生望議員、武内伸文議員、薄井司議員、

沼谷純議員、加賀屋千鶴子議員、松田豊臣議員

五 道路の整備等に関する国土交通省等との五県合同意見交換会

(1) 派遣の目的 道路の整備等に関する国土交通省等との五県合同意見交換会に出席のため

(2) 派遣期間 令和六年十一月十三日（水）

(3) 派遣地 東京都

(4) 派遣議員 高橋武浩議員（日本海沿岸東北自動車道建設促進青

森・秋田・山形・新潟四県議会協議会

及び東北中央自動車道建設促進秋田・

山形・福島三県議会協議会の常任理

事）

●議長（北林丈正議員） お諮りします。日程第一、議案第七十号から

日程第三、議案第七十二号までの議案三件は、いずれも委員会付託を

省略し、直ちに本会議において審議することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（北林丈正議員） 御異議ないものと認め、そのように決定いたし

ます。

日程第一、議案第七十号秋田県教育委員会の委員の任命について、

日程第二、議案第七十一号秋田県公害審査会の委員の任命について及

び日程第三、議案第七十二号秋田県収用委員会の委員及び予備委員の

任命についてを一括議題といたします。

議案第七十号は、秋田県教育委員会の委員として大塚美穂子氏及び

高橋重剛氏を任命するため、議案第七十一号は、秋田県公害審査会の

委員として荻原正樹氏、嵯峨宏氏、寺沢修平氏、小野寺倫子氏、福嶋孝

子氏、野村恭子氏、吹谷由美子氏、渡邊貫治氏、佐藤悟氏及び鈴木ルリ

子氏を任命するため、議案第七十二号は、秋田県収用委員会の委員と

して高橋佑輔氏及び戸澤一喜氏を、予備委員として長岐和恵氏を任命す

るため、それぞれ議会の同意を得ようとするものであります。

お諮りします。以上の議案三件は、いずれも趣旨説明、質疑、討論を

省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（北林丈正議員） 御異議ないものと認めます。

初めに、議案第七十号について、起立により採決いたします。本案に同意することに賛成の方、御起立願います。

【賛成者起立】

●議長（北林丈正議員） 起立者全員であります。よって、議案第七十号は同意されました。

次に、議案第七十一号について、起立により採決いたします。本案に同意することに賛成の方、御起立願います。

【賛成者起立】

●議長（北林丈正議員） 起立者全員であります。よって、議案第七十一号は同意されました。

次に、議案第七十二号について、起立により採決いたします。本案に同意することに賛成の方、御起立願います。

【賛成者起立】

●議長（北林丈正議員） 起立者全員であります。よって、議案第七十二号は同意されました。

次に、日程第四、議案第六十九号から日程第十九、議案第八十五号までの議案十六件を一括議題といたします。

各委員長の報告を求めます。初めに、予算特別委員長の報告を求めます。

【三十五番（予算特別委員長工藤嘉範議員）登壇】

●予算特別委員長（工藤嘉範議員） ただいま議題となりました案件のうち、予算特別委員会に付託された議案第六十九号の予算案一件について、本委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本委員会で審査した案件は、一般会計では、議案第六十九号令和六年度秋田県一般会計補正予算（第二号）であります。

今回の一般会計補正予算案は、七月の大雨による被害対策に要する経費のほか、新秋田元気創造プランに基づく事業等について計上されており、その総額は、百四十九億二千八百八万円の増額であります。これに

より、補正後の予算総額は、六千二十六億一千三百三十五万円となります。

審査に当たっては、当局から説明を聞き、各分科会及び総括審査においてそれぞれ質疑を行いました。その主な内容について申し上げます。まず、総務企画分科会では、「動画ライブラリ構築事業」などに関して質疑がありました。

また、福祉環境分科会では、「高齢者施設等防災・減災対策等推進事業」、「ツキノワグマ人身被害見舞金給付事業」などに関して質疑がありました。

また、農林水産分科会では、「七月の大雨災害への災害復旧支援」などに関して質疑がありました。

また、産業観光分科会では、「秋田県営秋ノ宮山荘管理運営費に係る債務負担行為の設定について」、「被災事業者事業継続支援事業」などに関して質疑がありました。

また、建設分科会では、「県単道路補修事業」、「県単河川改良事業」などに関して質疑がありました。

次に、総括審査について申し上げます。

総括審査では、「新スタジアム整備について」、「ツキノワグマ被害防止総合対策事業について」、「秋田県こども計画について」、「国際教養大学施設設備等整備事業について」などに関して質疑がありました。質疑を終了し、討論なく、採決の結果、議案第六十九号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上、報告申し上げます。

●議長（北林丈正議員） 次に、総務企画委員長の報告を求めます。

【十五番（総務企画委員長住谷達議員）登壇】

●総務企画委員長（住谷達議員） ただいま議題となりました案件のうち、総務企画委員会に付託された議案第七十三号の条例案一件について、本委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

審査に当たっては、当局から説明を聞き、質疑、討論なく、採決の結果、議案第七十三号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、所管事項審査における主な質疑について申し上げます。

あきた未来創造部関係の結婚支援の在り方についてであります。

婚姻件数が減少している中で、若年層に対する今後の結婚支援や結婚支援センターの在り方について、どのように考えているのかとただしたのに対し、若年層の結婚に対する意識や考え方は多様化が進んでいると認識しており、こうした変化を踏まえながら、学生等のキャリア教育など、様々な機会を捉えて、結婚や子育てに希望を持ってもらえるよう、働きかけてまいりたい。また、結婚支援センターにおいては登録者数が伸び悩んでいることから、県内の企業・団体等と連携しながら、引き続き、登録者の獲得に努めるとともに、センターの利用促進や時代の変化に対応した取組について検討してまいりたいとの答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

【十三番（福祉環境委員長佐藤正一郎議員）登壇】

●福祉環境委員長（佐藤正一郎議員） ただいま議題となりました案件のうち、福祉環境委員会に付託された議案第七十四号の条例案一件、議案第七十七号のその他の議案一件、以上二件について、本委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

審査に当たっては、当局から説明を聞き、質疑を行い、討論なく、採決の結果、議案第七十四号及び議案第七十七号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、所管事項審査における主な質疑について申し上げます。

初めに、健康福祉部関係の「秋田県社会的養育推進計画」についてであります。

にかほ市に設置した児童家庭支援センターは、月平均三百件弱の相談

実績があるなど、身近な相談機関として重要な役割を担っている。県の現計画では、県内三地域への児童家庭支援センターの設置を目標としてきたが、新しい計画においても、引き続き、その目標達成に向けて取り組んでいくべきではないかとただしたのに対し、センターの有効性は十分に認識しているが、今年四月に施行された改正児童福祉法において、市町村によることも家庭センターの設置が新たに努力義務化され、相談機能の充実を図る方向性が示されたことから、整備の必要性については、市町村や施設等からヒアリングを行うとともに、児童相談所が受理した相談件数など、地域の状況の変化等も十分に考慮した上で、判断してまいりたいとの答弁がありました。

次に、生活環境部関係の「秋田県消費者施策推進計画（骨子案）」についてであります。

令和四年に成年年齢が十八歳に引き下げられたが、児童生徒への消費者教育をどのように進めていくのか。また、児童養護施設等で育ち、一定の年齢を過ぎて社会に出ていく子どもたちに対する消費者教育について、今回の計画で進めていくことは考えているのかとただしたのに対し、これまでも、高校等において、消費者庁の教育教材などを活用した授業を行っているほか、生活センターや秋田弁護士会と連携した出前講座など、実践的な消費者教育に取り組んでいるところであり、新たな計画においても、これらの取組を進めていく。また、児童養護施設等で生活する子どもたちに対しては、学校での授業に加え、施設で生活している間の消費者教育も重要だと認識しており、今後、計画を具体化していく中で、健康福祉部等とも連携して、出前講座活用の働きかけなど、施設における消費者教育について考えてまいりたいとの答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

●議長（北林丈正議員） 次に、農林水産委員長の報告を求めます。

【二十五番（農林水産委員長杉本俊比古議員）登壇】

●農林水産委員長（杉本俊比古議員） ただいま議題となりました案件の

うち、農林水産委員会に付託された議案第七十八号のその他の議案一件について、本委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

審査に当たっては、当局から説明を聞き、質疑を行いました。その主な内容について申し上げます。

議案第七十八号工事請負契約の締結についてであります。

これは、秋田県漁業取締船「くぼた」代船造船工事について、工事請負契約を締結しようとするものであります。

これについて、入札時の条件や応札状況を質問したのに対し、過去十年間において、今回建造する総トン数十九トンの「くぼた」と同規模以上の漁業取締船等の建造実績があることなどを参加資格として入札を行った結果、三社が応札し、最低価格で落札した者と契約を締結しようとするものであるとの答弁がありました。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、議案第七十八号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、所管事項審査における主な質疑について申し上げます。

「令和六年産米の価格について」であります。

新米の価格が上昇し、農家にとって喜ばしい一方、消費者にとっては食料費が増え、米離れが懸念されるが、どのように対応していくのかとただしたのに対し、三年連続の大雨災害や資材高騰などの影響で、農家の経営は非常に厳しい状況にある。今年のJAの概算金は、こうした状況に配慮し、再生産可能で生産意欲の向上につなげようという、JAグループの強い思いで設定したものと捉えている。また、生産コストを踏まえた合理的な価格形成は、食料安全保障の確保に向けた重要な取組として、先般改正された「食料・農業・農村基本法」に位置付けられており、主食を生産する農業の大切さなど、国全体で消費者等の理解を図るよう、国に要望してまいりたいとの答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

●議長（北林丈正議員） 次に、産業観光委員長の報告を求めます。

【十四番（産業観光委員長宇佐見康人議員）登壇】

●産業観光委員長（宇佐見康人議員） ただいま議題となりました案件のうち、産業観光委員会に付託された認定第一号の認定議案一件、議案第七十五号の条例案一件、議案第七十九号のその他の議案一件、以上三件について、本委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。審査に当たっては、当局から説明を聞き、質疑を行いました。その主な内容について申し上げます。

産業労働部関係の認定第一号令和五年度秋田県公営企業会計決算の認定についてであります。

これは、令和五年度における電気事業会計及び工業用水道事業会計の決算について、議会の認定を求めるものであります。

電気事業会計について、経営成績は健全な状況だが、利益剰余金として五億円を繰り越す理由は何か。また、経営の効率化のために、DXの推進も必要と考えるが、どうかとただしたのに対し、令和五年度は売電単価の改定により、純利益が増加したものであり、その利益剰余金は、新規発電所建設に備え、中小水力発電開発改良積立金に積み立てるものの、将来的な売電単価の変動や不測の事態に備え、使途が限定されない利益剰余金として繰り越すものである。また、担い手不足への懸念や山間地にある発電所への移動等に多くの時間と費用を要することから、スマート保安の取組を推進することにより、経営の効率化を図ってまいりたいとの答弁がありました。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、認定第一号は、全会一致をもって認定すべきものと、議案第七十五号外一件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、所管事項審査における主な質疑について申し上げます。

初めに、観光文化スポーツ部関係の第三セクター鉄道に係る鉄道事業の再構築等についてであります。

令和七年四月からの十年間、国の鉄道事業再構築事業を活用するとの

ことだが、鉄道は地域住民の大切な生活の足であり、事業活用後も存続できる体制を検討していくべきではないかと考えたのに対し、再構築事業の認定により、国からより手厚い支援を受け、県や沿線市が実質的な負担の縮減を図りながら、鉄道事業者を支えることで、収益力の向上に注力し、安定して経営できる体制を構築してまいりたいとの答弁がありました。

次に、新スタジアム整備についてであります。

今後、建設候補地が八橋となった場合には、駐車場を含めた周辺環境の整備を、県と市がこれまで以上に一緒に考えていくことが必要であると考えますが、どうかとただしたのに対し、八橋を含めた秋田市のにぎわいづくりは、一義的には、市が主体となって検討していくものの、新県立体育館が整備されることも踏まえ、市とも意見交換しながら進めてまいりたいとの答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

●議長（北林丈正議員） 次に、建設委員長の報告を求めます。

【十六番（建設委員長児玉政明議員）登壇】

●建設委員長（児玉政明議員） ただいま議題となりました案件のうち、建設委員会に付託された認定第二号の認定議案一件、議案第七十六号の条例案一件、議案第八十号のその他の議案一件、以上三件について、本委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

審査に当たっては、当局から説明を聞き、質疑を行いました。その主な内容について申し上げます。

初めに、建設部関係の認定第二号令和五年度秋田県公営企業会計決算の認定についてであります。

これは、令和五年度における下水道事業会計の決算について、議会の認定を求めるものであります。

これについて、一般の金利上昇は、公営企業の経営にも相応の影響を及ぼすものと考えられる中、新たな借入れには、慎重な判断が求められ

ると思われるが、今後の見通しについて、どのように考えているかとしたのに対し、金利上昇に伴う支払利息の増加は、三年ごとに見直す市町村に対する負担金の一部に組み込まれる形となり、最終的には受益者負担として反映されることになる。秋田臨海処理センターエネルギー供給拠点化事業により電気料金の低廉化を図るなど、経費削減に取り組み、金利上昇の影響が生じないよう経営上の努力をしていきたいと考えているとの答弁がありました。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、認定第二号は、全会一致をもって認定すべきものと、議案第七十六外一件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、所管事項審査における主な質疑について申し上げます。

建設部関係の「職員のコンプライアンス意識について」であります。

今回の建設部職員の逮捕事案を受け、コンプライアンス研修等を実施した後も、意識の希薄化を防ぐため、部長自ら率先して職員と対話する機会を設けても良いのではないかとただしたのに対し、所属長との面談など、あらゆる機会を通じて職員と対話する場を設けるとともに、各地域振興局の職員に対しても直接、訓示を行うなど、再発防止に向けて全力を尽くしたいと考えているとの答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

●議長（北林丈正議員） 次に、教育公安委員長の報告を求めます。

【十七番（教育公安委員長小山緑郎議員）登壇】

●教育公安委員長（小山緑郎議員） ただいま議題となりました案件のうち、教育公安委員会に付託された議案第八十一号などその他の議案五件について、本委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

審査に当たっては、当局からそれぞれ説明を聞き、質疑、討論なく、採決の結果、議案第八十一号外四件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、所管事項審査における主な質疑について申し上げます。

初めに、教育委員会関係の「男鹿地区統合校及び横手地区統合校の設置について」であります。

生徒数が減少していく中で、各学校が定員を確保し、学校を維持していくためには、地域との連携はもとより、まずは、生徒が学びたいと思う学科、学校をつくるのが何よりも重要である。他県では、特定部門への特化や、生徒個々の興味や特性に対応する取組を行っている学校があり、他県から生徒を多数呼び込んでいる例もある。本県においても、今後の統合校設置に当たっては、生徒目線を重視した学科編成や今まではない特色ある取組が必要であり、地元の生徒はもちろんのこと、県内の他地域や他県からも生徒を呼び込めるような学校となるよう、慎重に検討すべきであるとの意見がありました。

次に、警察本部関係の「警察官の人材確保について」であります。採用試験の受験者数減少及び競争倍率の低下など厳しい状況が続く中、若者の県外流出や県外在住者の県内回帰の視点からの取組がさらに必要と考えるが、どうかとただしたのに対し、令和五年度採用試験の競争倍率は全国最下位と非常に強い危機感を持っており、全部署において、受験者増加に向けた、あらゆる方策を実施しており、この九月に実施の高校卒業程度を対象としたB区分では、改善傾向が見られたことから、引き続き、秋田県警全体を挙げて取り組んでまいりたい。また、これまで受験会場の増設等を実施してきたものの、若者や県外在住者に対しては、従来のポスターを中心とした広報では、発信力が不十分であると考えられることから、今後は、SNS等を活用した一層の広報活動に努めてまいりたいとの答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

- 議長（北林丈正議員） 以上で各委員長の報告は終わりました。各委員長に対する質疑を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（北林丈正議員） 質疑はないものと認めます。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

初めに、認定第一号及び議案第七十四号、以上二件を一括し、起立により採決いたします。以上の二件は、いずれも原案のとおり認定及び可決することに賛成の方、御起立願います。

【賛成者起立】

- 議長（北林丈正議員） 起立者過半数であります。よって、認定第一号は認定、議案第七十四号は原案のとおり可決されました。

次に、残りの議案十三件及び認定一件、以上十四件を一括し、採決いたします。以上の十四件は、いずれも原案のとおり可決及び認定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（北林丈正議員） 御異議ないものと認めます。議案第六十九号外議案十二件は原案のとおり可決、認定第二号は認定されました。

次に、日程第二十、議案第八十六号は、委員会付託を省略し、直ちに本会議において審議することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（北林丈正議員） 御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

日程第二十、議案第八十六号知事の専決処分事項の指定についてを議題といたします。

お諮りします。本案は、趣旨説明、質疑を省略することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（北林丈正議員） 御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（北林丈正議員） 御異議ないものと認めます。議案第百八十六号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第二十一、請願審査の件を議題といたします。

お諮りします。請願第十三号及び請願第十二号は、いずれも委員長の報告及び質疑を省略することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（北林丈正議員） 御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。各請願に対する委員会の決定は、いずれも採決であります。以上の請願二件は、いずれも原案のとおり採決することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（北林丈正議員） 御異議ないものと認めます。請願第十三号及び請願第十二号は、採決と決定されました。

次に、日程第二十二、意見書案第四号、日程第二十三、意見書案第三号及び日程第二十四、意見書案第五号は、委員会提出に係るものでありますので、直ちに本会議において審議いたします。

日程第二十二、意見書案第四号、日程第二十三、意見書案第三号及び日程第二十四、意見書案第五号、以上の意見書案三件を一括議題といたします。

お諮りします。以上の意見書案三件は、いずれも趣旨説明、質疑を省略することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（北林丈正議員） 御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。以上の意見書案三件は、いずれも原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（北林丈正議員） 御異議ないものと認めます。意見書案第四号、意見書案第三号及び意見書案第五号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第二十五、議員派遣の件を議題といたします。

お手元の議長報告のとおり、議員派遣に関する申出及び依頼があります。

お諮りします。本件は、申出及び依頼のとおり派遣することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（北林丈正議員） 御異議ないものと認めます。本件は、申出及び依頼のとおり派遣することに決定されました。

以上をもちまして、九月議会の案件は全部議了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後一時三十四分散会